

(別紙2)

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 福田 雅樹

提出論文である「情報通信分野における独占禁止法的規律の限界－電気通信設備の接続の不実行と独占禁止法の規定との関係－」は、電気通信設備の接続の不実行（一定の接続を一定の条件により実行しないこと）についての法的取扱いを素材として、それが電気通信役務の提供における競争の問題にかかわることから通常はこうした行為への適用が想定される、競争の一般ルールである独占禁止法的規律の限界を論じたものである。筆者は、電気通信設備の接続の不実行は、「積極的な助力の不実行の一種」にあたりと捉えた上で、独占禁止法に定める規律要件の一つである「他の事業者の事業活動を排除」という文言規定をこれに適用する際の限界を以下のとおり検討している。

論文は、全体で15の章と序章及び終章からなる。序章における上記のような問題提起を受けて、筆者はまず「他の事業者の事業活動を排除」という文言の意義を理解することに焦点をあてて、第1章では「他の事業者の事業活動」の概念、第2章及び第3章では「排除」の概念をめぐって、米国法や各種の判例・学説等を踏まえた意義の整理を行う。また、第4章ないし第6章では、観点を変えて、独占禁止法1条の趣旨規定（「私的独占・・を禁止し・・一切の事業活動の不当な拘束を排除すること」）に照らした考察を行っている。次いで、「他の事業者の事業活動の自由に対する制限の増加の要否」、こうした自由に対する「制限の状態の比較の対象」、あるいは「排除」の客体など、第1章ないし第6章での考察を通じて得られた、「他の事業者の事業活動を排除」という文言の構成要素それぞれにつき、第7章ないし第10章において、学説や米国の判例等を参照しながら検討をくわえる。そして、第11章では、こうした検討結果がまとめられ、「他の事業者の事業活動を排除」ということの意義が明確にされる。その上で、「積極的な助力の不実行」をめぐって、「排除」の概念との関係（第12章）や「不公正な取引方法」との関係（第13章）が分析され、また、米国法との比較（第14章）が行われる。そして、最後に第15章で、これらの検討結果を電気通信設備の接続の不実行の場面にあてはめて、これと独占禁止法との関係を整理する。その結論の核は、「ある電気通信事業者による自己以外のすべての電気通信事業者に対する新規の接続の不実行という行為は、少なくとも電気通信事業法その他の公法の規定に違反しない限り、独占禁止法2条5項の『他の事業者の事業活動を排除』することによる私的独占及び不公正な取引方法のいずれにも該当せず、ここに、電気通信設備の接続の不実行に対する現在の独占禁止法の規定による規律の限界が存在する」ということである。

本論文は、全体によく構造化された段階的な論文構成及び厳密な概念定義・論理構成、さらには丹念な関係文献の渉獵によって十分な説得力をもって展開されており、すぐれた水準の論文であると評価することができる。そこでは、たんに、電気通信設備の接続の不実行にかかわる独占禁止法適用の限界が示されたという具体的な意味合いにとどまらず、しばしば論理性に欠けるとも指摘されてきた独占禁止法の解釈につき、同法の本質にかかわる部分の一つである規定について丹念な論理実証主義的な解釈論が試みられていることの学問的意義は大きい。あえて指摘すれば、筆者が解釈論のみにとどまらず当該課題の社会的経済的文脈や競争法一般の土俵での考察にまで議論を展開しておれば課題をより立体的に描きえたであろうとも思われるが、解釈論の高密度な展開とそれにより読み手に印象付けられる解釈論のいわば妙味は、そうした点を補ってあまりある学問的水準を示しているものと評価することができる。

上記一切についての考慮を踏まえて、本審査委員会は、本論文が博士（学際情報学）の学位に相当するものと判断する。